

令和4年度滝沢市行政基本条例の運用状況等の検証結果について

1 検証の根拠

滝沢市では、滝沢市自治基本条例に掲げた「将来像」「市民憲章」「目指す地域の姿」の実現を目指し、行政が果たすべき役割やルールを定めた滝沢市行政基本条例（以下「条例」という。）を平成27年4月に施行しました。

この条例の運用状況を確認し、行政運営の仕組みをより良いものにしていくため、条例第21条では毎年検証を行うことを規定しています。

（条例の検証）

第21条 市長は、この条例の運用状況、市民の意見の変化等について、毎年検証を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による検証の結果、この条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等が必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。

2 検証方法

市で検証結果を取りまとめ、「市民との連携協力」及び「市民意見の把握」等の状況について、より分かりやすく事例別に掲載し、毎年度の検証において見直しを図っています。

（1）条例の運用状況

条例の各規定の運用状況を調査し、目的の達成に寄与する取組がなされているかを検証しました。運用状況を調査する規定は、第1章（総則）及び第7章（条例の検証）を除く全ての章とし、市民との連携協力、行政運営、財政運営、行政組織及び職員の倫理原則等の分野について、それぞれ事務主管課で評価を行いました。

（2）市民の意見の変化

たきざわ幸福実感アンケートにおける行政運営の基本原則に関する意識調査項目及び自由意見により、市民の意見の変化を調査しました。

（3）総括

上記（1）及び（2）の結果を踏まえ「必要性」「効果」「適時性」の視点から条例の有用性を検証し、条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等の必要がないか確認を行いました。

3 検証結果

現時点では条例第21条第2項に規定する「条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等」を講ずる状況には至っていないと判断します。

(1) 条例の運用状況

項目	条文	関係条例、計画、主な仕組み	運用状況(評価コメント)	関係課
第1章 総則				
第1条 (目的)	この条例は、滝沢市の行政運営の基本原則及び経営理念並びに職員の倫理原則等を明らかにすることにより、市民の信頼と負託にこたえ、滝沢市自治基本条例(平成26年滝沢市条例第1号。以下「自治基本条例」という。)に基づく、市民主体による自治を基本とする行政運営を確立することを目的とする。			
第2条 (定義)	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職に属する者及び同条第2項に規定する一般職に属する者をいう。 (2)経営 政策等を推進するための方針を定め、社会経済情勢及び市の財政状況を踏まえ、計画的に事務事業を執行及び管理する行政活動をいう。 (3)コンプライアンス 法令等、社会規範、職員倫理及び職務上のモラルを遵守することをいう。 (4)市民参加 政策等の立案、実施及び評価の過程において、市民が行政運営に関わることをいう。 (5)任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。			
第2章 行政運営の原則				
第3条 (行政運営の基本原則)	市は、市民の信託に基づき行政運営をしているという認識の下、市民主体の地域づくりを具体的に進めるための政策等を定め、これを推進しなければならない。	●第1次滝沢市総合計画	●「市民主体の地域づくり」を基本的考えとしている第1次滝沢市総合計画において、令和4年度の各政策、基本施策及び施策を展開するとともに、第2次期総合計画策定を進めました。その後、市長交代に当たり、令和6年度から第2次滝沢市総合計画を開始することとし、総合計画策定方針を改定し、令和5年度に総合計画の策定を進め、市民主体の地域づくりの推進につなげています。	企画政策課
	市は、安定した財源の確保に努め、持続可能な財政構造を構築し、計画的で健全な財政運営を行わなければならない。	●滝沢市財政状況の作成及び公表に関する条例 ●滝沢市中期財政計画 ●滝沢市財政構造改革方針	●条例に基づき年2回(令和3年度下半期・令和4年度上半期)財政状況を公表しました。 ●社会情勢の変化等に柔軟な対応し、継続して健全な財政運営に取り組むため、これまで別々に作成してきた「中期財政見直し」と「中期財政計画」を一体的にして「中期財政運営方針」(令和5～8年度)として作成しました。 ●財政構造改革について、令和4年度をもって一区切りとし、取り組んできた内容は継続しつつ持続可能な財政運営がなされるよう、予算編成を行いました。 ●令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を議会へ報告するとともにホームページで公表しました。	財務課
	市は、効果的かつ効率的な事務事業の実施により自立した経営を行うとともに、不断の見直し及び改善に努めなければならない。	●滝沢市事務事業実施に関する基本原則を定める規則	●令和5年度に実施する事務事業計画の策定及び令和3年度事業評価の各段階において事務事業の有効性及び改善についての確認を実施し、事業の見直しや改善を図りながら展開しています。	企画政策課
	市は、行政運営の透明性の向上を図るため、行政に関する情報を多様な方法で積極的に提供しなければならない。	●滝沢市行政情報公開条例	●滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会を開催し(令和4年度は4回)、行政情報等を適正に取り扱っています。 ●滝沢市行政情報公開条例に基づき41件の行政情報公開請求がありました(令和5年3月10日時点)が、法令又は他の条例の規定により公開することができない情報であるため、個人に関する情報であるため、法人等に関する情報であるため、文書の作成及び取得をしていないため等の理由により非公開又は文書不存としたものを除き、公開又は部分公開とし、行政情報を適正に提供しています。 ●個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しに伴い、滝沢市行政情報公開条例の全部改正を予定しており、令和5年度から、より一層の情報公開制度の推進を図ります。	総務課
		●滝沢市附属機関が開催する会議の公開及び会議録の公表に関する要綱 ●広報たぎざわ ●ホームページ	●法律又は条例により市長が設置する附属機関の会議については原則公開とし、ホームページで会議開催の事前公表と会議録の公表を実施しています。 ●広報(月2回発行)、ホームページ、記者会見やSNS等により、市からのお知らせやイベント情報などを発信しています。視覚障がいがある方も情報が得られるよう、録音版・点字版広報を作成し希望者に送付しています。	企画政策課
		●予算・決算や中期財政計画の他、市の財政状況がわかる資料として、各種財政指標や「滝沢市の財政を家計に例えると」「普通会計決算及び財政状況等一覧表」等、市民へ様々な情報をホームページを介して提供しました。 また、平成29年度から各地方公共団体の財政状況がより比較可能となる「統一的な基準」による財務諸表等(令和3年度決算)をホームページで公表しました。	財務課	
第5項	市は、適正な行政運営の推進のため、コンプライアンスの徹底に取り組まなければならない。	●令和4年度滝沢市監査執行方針及び実施計画	●コンプライアンスの順守及び再確認並びに事務の適正執行を図るため、フォローアップ研修(26名参加)、法制執務研修(延べ85名参加)を実施しました。また、新たに8名を例規主任に任命しました。	総務課
		●滝沢市事務事業実施に関する基本原則を定める規則	●令和4年度の改善を要する事務処理等の報告は6件(対前年度比△4件)で、対処と改善活動の内容及び予防処置の状況について全庁に周知し、注意喚起を図っています。	企画政策課

項目	条文	関係条例、計画、主な仕組み	運用状況(評価コメント)	関係課	
第4条 (行政組織の整備等)	市は、前条各項に規定する基本原則に基づき行政運営を推進するため、実効性のある行政組織を整備するとともに、必要に応じ、行政組織の見直しを行うものとする。	●滝沢市部設置条例 ●滝沢市職員定数条例 ●滝沢市長部局行政組織規則 ●滝沢市職員定員管理計画	●第2次滝沢市職員管理計画に基づき、適正な職員数の維持と配置のため、令和4年4月1日付けで14人、8月1日付けで2人、12月1日付けで1人の職員を採用しました。 ●地方公務員法の改正に伴う定年延長への対応について、令和4年12月会議にて、定年延長に関連する条例の整備を行いました。 ●職員のテレワーク環境を整備しました。令和4年度は検証も兼ねて実施し、利用実績は3月10日現在延べ76人となりました。	総務課	
	第2項	市は、社会情勢の変化及び多様化する市民の価値観に的確に対応し、地域づくりの推進を担う能力を有する職員の育成に努めなければならない。	●滝沢市人材育成基本方針 ●令和4年度滝沢市職員研修実施計画に基づき、内部企画研修及び派遣研修を実施する他、他団体が実施する研修への参加周知を行い、延べ756人が参加しました。 ●地域づくり支援職員を対象に、外部から関わる地域づくりに関する研修会を開催し、市民主体の活動を推進するうえで必要なスキルを身に付ける機会を設ける予定です。	総務課 地域づくり推進課	
第5条 (市民との連携協力)	市は、地域の実情に即した市民の自発的な活動を尊重するとともに、市民との役割分担を明確にし、連携協力により地域づくりを推進するものとする。	●滝沢市地域づくり支援職員設置要領 ●第1次滝沢市総合計画後期基本計画(地域別計画) ●滝沢市地域づくり活動推進事業費補助金交付要綱	●各懇談会が実施する地域別計画策定に係るワークショップに地域づくり支援職員が参画し、目指す地域の姿の実現のため、地域課題の解決に向けた活発な意見交換が行われました。 ●地域づくり活動推進事業費補助金について、令和4年度は、地域別計画を推進するために4地域から4事業の申請がありました。1事業は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い実施を見合わせる事となりましたが、3地域については補助金を活用した事業を実施しました。	地域づくり推進課	
		●滝沢市公募補助金実施要綱	●令和5年度以降3か年度を対象となる公募補助金について、広報たぎざわ8月号及びHPにより公募しましたが、申請はありませんでした。	財務課	
			※「市民との連携協力事例」について別掲します。	企画政策課	
第6条 (議会との関係)	市長は、議事機関である議会と、それぞれの役割及び特性を活かし、対等な立場で協力し合うものとする。		●議会事務局と随時情報を共有し、円滑な議会事務を執り進めました。	総務課	
第3章 市の経営に関する理念					
第7条 (経営理念)	市は、第3条に規定する行政運営の基本原則に基づき市の経営を行うため、基本的な価値観となる経営理念を定めるものとする。	●経営理念 ●経営の姿勢 ●行動指針	●平成27年度に経営理念、経営の姿勢、行動指針を制定し、これに基づき経営を行っています。 ●経営理念等を掲載した「市の経営に関する理念」カードを新規採用職員へ配布し、職員への意識付けを行っています。 ●職員の意欲を計測すると共に市民満足のために取組む基盤があるかを確認するため、職員満足度アンケートを実施し、職場環境や職員個人の意識について調査しました。 ●ホームページで公開し、市民の皆さんにもお知らせしています。	企画政策課	
第8条 (経営の姿勢)	市は、経営理念に沿った取組の姿勢(以下「経営の姿勢」という。)を定め、これに基づき経営を行うものとする。				
第9条 (行動指針)	市は、経営理念を実現するための職員の行動及び判断の基準(以下「行動指針」という。)を定め、職員は、これに基づき行動するものとする。				
第10条 (経営理念等の公表)	市は、前3条に規定する経営理念、経営の姿勢及び行動指針を定めたときは、これを公表しなければならない。また、変更したときも同様とする。				
第4章 総合計画					
第11条 (総合計画の策定)	市は、地域づくりを推進するため、自治基本条例第9条第1項に規定する総合計画を策定するものとする。	●第1次滝沢市総合計画(平成27～令和4年度)	●平成27～令和4年度の8年間を計画期間とする第1次滝沢市総合計画を策定しています。 ●令和5年度に開始する第2次滝沢市総合計画の策定を進めましたが、武田市長の就任に伴い総合計画の内容を再検討することになったことから、その検討期間を確保するため、第2次滝沢市総合計画の開始年度を令和6年度に延期することとしました。	企画政策課	
第12条 (総合計画の構成及び期間)	総合計画は、基本構想、基本計画及び実行計画により構成するものとする。		●第1次滝沢市総合計画に基本構想、基本計画及び実行計画を策定しています。	企画政策課	
	第2項	基本構想は、市民主体の地域づくりを推進し、滝沢市の将来像を実現するための基本的な指針を定めたもので、その期間を8年とする。	●第1次滝沢市総合計画に平成27～令和4年度の8年間を構想期間とする基本構想を策定しています。	企画政策課	
	第3項	基本計画は、基本構想を実現するための取組を体系的に定めたもので、その期間は、基本構想で定めるものとする。	●基本計画は総合計画期間を前期と後期に分け、令和元年～4年度の4年間を計画期間とする後期基本計画を策定し、展開しています。 ●令和4年度は、令和元年度からの4年間を計画期間とする後期基本計画に基づいた取り組みを展開しています。	企画政策課	
	第4項	実行計画は、基本計画に基づき実施する事務事業の内容、年度別事業費等を定めたもので、毎年策定するものとする。	●各年度の実行計画書兼事業説明書を策定しています。また、実行計画に対する事業実績報告書を作成し、ホームページで公開しています。 ●令和5年度は、総合計画に基づかない地域づくりを推進することとなることから、実行計画書ではなく、令和5年度に実施する事務事業の概要を記載した事業説明書を作成しました。	企画政策課	
第13条 (総合計画との整合)	総合計画は、市の政策を定める最上位計画であり、市が行う政策等は、緊急を要するもののほかは、これに基づくものとする。		●市が行う事業等は実行計画を策定し、総合計画に体系付けて実施しました。	企画政策課	
	第2項	市長は、総合計画に定める政策の実現のため、事務事業の展開の基礎となる全体方針(以下「市長方針」という。)を毎年策定し、これに基づき計画的かつ安定的な行政運営をしなければならない。	●滝沢市事務事業実施に関する基本原則を定める規則	●令和5年度の事務事業展開の基礎となる全体方針として「令和5年度市政経営に係る市長方針」を令和5年12月に策定し、全職員に通知し、事業企画及び予算編成に反映しました。	企画政策課
	第3項	市は、政策別の基本となる計画等を策定する場合、総合計画との関係を明らかにした上で、一体的に進行管理を行うものとする。		●第1次滝沢市総合計画の策定段階において、総合計画への分野別計画等の適切な位置付けを図っています。 ●後期基本計画の策定において、分野別計画等を取りまとめ、総合計画の趣旨の反映と、可能な範囲での計画期間の一致を図っています。	企画政策課

項目	条文	関係条例、計画、主な仕組み	運用状況(評価コメント)	関係課
第5章 市民参加の推進				
第14条	(情報の共有) 市は、市民参加を推進するため、行政に関する情報を積極的に公表又は提供をし、市民と共有するものとする。	第3条第4項評価参照	同左	同左
第15条	(市民意見の把握) 市は、行政運営に関する市民の意向を的確に把握するため、市民参加しやすい多様な機会を提供しなければならない。	●滝沢市住民投票条例 ●滝沢市パブリックコメント実施要綱	●市民3,100人を対象とする「たきざわ幸福実感アンケート」を実施し、暮らしに関する満足度や重要度などについて定点観測し、政策等の進捗状況を測る指標として活用するとともに、自由意見により市民の意見を把握し、行政運営に反映している。 ●市民主体のまちづくりの推進と、対話重視の行政運営を目指し、市長が地域に向いて市民と懇談する「お気軽トーク」を設けています。 ※「市民意見の把握事例」について別掲します。	企画政策課
	第2項 市は、意見交換会の開催、パブリックコメント及びアンケート調査の実施その他適切な方法によって、市民の意見を求めるものとする。			
第16条	(市民意見への対応) 市は、市民参加により提出された意見、提言等を尊重し、行政運営に反映させるなど適切な対応に努めなければならない。	●要望等事務処理規程 ●インターネットを媒体とした要望等事務処理規程	●市に寄せられた意見・要望については、担当課に回付して対応するとともに、政策調整報告会議に報告し共有を図っています。 ●声の箱、メール(ホームページ問合せフォーム)、FAX等で寄せられた住民要望等は担当課において適切に対応しています。また、公表を希望するご意見についてはホームページで公開しています。 ●寄せられた要望等に対して、適宜関係機関との連携協力を図り、適切に対応しています。	企画政策課
第6章 職員のコンプライアンスの原則				
第17条	(職員の倫理原則) 職員は、市民主体による地域づくりを推進するため、全体の奉仕者であることを自覚し、常に公平かつ公正に職務を執行しなければならない。	●滝沢市人材育成基本方針	●滝沢市人材育成基本方針及び令和4年度滝沢市職員研修計画に基づき、市民の信頼と負託に応えることのできる職員の育成を進めました。 ●市長から、市民に信頼される職員について訓示が行われています。	総務課
	第2項 職員は、その職務及び地位を私的な利益のために用いてはならず、また、市民の疑惑及び不信を招くような行為をしてはならない。			
第18条	(職員の行動原則) 職員は、経営理念及び経営の姿勢を共通認識とし、市長方針を十分に理解した上で、誰もが幸福を実感できる地域づくりに向けた行動に取り組まなければならない。	●滝沢市人材育成基本方針	●「令和5年度市政経営に係る市長方針」(令和4年12月)により市が目指す姿や使命等の共有を図り、市長方針を十分に理解した上で、部課等の方針や事業企画を行い、自治基本条例の理念の実現に向けた事務事業の推進に取り組むよう全庁に通知しました。	企画政策課
	第2項 職員は、職務の遂行に当たっては、コンプライアンス意識を保持し、行動指針に基づき主体的に行動しなければならない。			
第19条	(任命権者の責務) 任命権者は、職員が常に高いコンプライアンス意識を持って行動するため、研修その他の必要な措置を講じなければならない。	●滝沢市人材育成基本方針	●令和4年度滝沢市職員研修計画に基づき、新たに主任及び主査級に昇格した職員を対象にフォローアップ研修を実施し、26人が受講しました。	総務課
第20条	(管理監督者の責務) 職員を管理し、又は監督する立場にある者(以下「管理監督者」という。)は、その職責の重要性を自覚し、第17条各項に規定する職員の倫理原則を自ら率先して遵守しなければならない。	●滝沢市人材育成基本方針	●滝沢市人材育成基本方針及び令和4年度滝沢市職員研修計画に基づき、市民の信頼と負託に応えることのできる職員の育成を行っています。 ●令和4年度は、内部研修として、新任課長級を対象とした研修を実施し、10人が受講しました。	総務課
	第2項 管理監督者は、その管理又は監督の対象となる職員(以下「部下職員」という。)に対し、コンプライアンス意識の保持のために必要な指導及び助言を行わなければならない。			
	第3項 管理監督者は、部下職員の職務の執行状況を定期的に点検及び評価し、その改善を図るとともに、職員相互の協力体制を整え、一人一人の能力が発揮される良好な職場環境の形成及び維持に努めなければならない。			
第21条	(条例の検証) 市長は、この条例の運用状況、市民の意見の変化等について、毎年検証を行うものとする。		●平成27年度から毎年検証を実施しています。	企画政策課
	第2項 市長は、前項の規定による検証の結果、この条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等が必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。			
第7章 条例の検証				
第21条	(条例の検証) 市長は、この条例の運用状況、市民の意見の変化等について、毎年検証を行うものとする。		●平成27年度から毎年検証を実施しています。	企画政策課
第21条	第2項 市長は、前項の規定による検証の結果、この条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等が必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。		●これまでの検証では、条例の見直し等の必要性はないものと評価しています。	企画政策課

事例1 滝沢市健幸ウォーキング事業

実行計画事業名：健康づくり事業

事業担当課：健康福祉部健康づくり推進課

対象・関係団体：明治安田生命保険相互会社盛岡支社

1 事業における課題や連携協力の背景

- ・令和2年12月8日付け滝沢市明治安田生命保険相互会社盛岡支社との健康増進に関する協定の締結に基づき、健康寿命の延伸を目的に、より多くの市民等へ自身の健康状態を確認していただき、健康づくりの行動変容を促す取り組みを明治安田生命保険相互会社盛岡支社と協力して行っている。

2 連携協力事例の概要

・概要

健康づくり政策課で行っている健康づくりの取り組みの際に、明治安田生命保険相互会社盛岡支社のブースを設け、自身の血管年齢の測定や骨密度の測定、野菜の摂取状況を把握できる測定などの健康に関するチェックを無償で行っている。

・実績

令和4年6月 健康に関するチェック6回実施

(活動支援、協力内容)

- ・健康づくりの取り組みにおける、明治安田生命保険相互会社盛岡支社のブースの確保や周知を行っている。

3 今後の展開

多くの健康づくりの取組において、健康に関するチェックのブースを設け、市民等が自身の健康状態を確認していただき、健康づくりの行動変容を促し、健康寿命の延伸につなげていく。

事例2 選挙啓発事業

実行計画事業名：－

事業担当課：選挙管理委員会事務局

対象・関係団体：岩手県立大学学生グループ「V o t e r s (ボーターズ)」

1 事業における課題や連携協力の背景

- ・選挙権年齢は18歳まで引き下げられているが若い世代の投票率は低いままであること。
- ・これまでも市内の小中学校、高校などで選挙に関する啓発授業を行い、選挙の啓発を行っているが、若い世代が選挙についての関心が低いままとなると、将来的にも投票率が低いままとなることが考えられること。
- ・いかに若い世代が興味を持ち実際の投票へと繋げることができるのか模索してきた。

2 連携協力事例の概要

- ・概要

新たに選挙権を得、選挙が一層身近となる世代の当事者である大学生自身が、グループを立ち上げ、選挙の重要性や投票の行い方などを当事者の目線で啓発を行っている。

- ・活動

令和4年7月 ①参議院議員通常選挙における不在者投票に係る投票用紙の請求方法について岩手県立大学において計4日間、学生に向けて支援を実施

②参議院議員通常選挙における岩手県立大学での期日前投票所を協働により運営

(なお、V o t e r s はこれまでの取組が認められ、令和5年1月に総務大臣表彰を受賞している。)

(活動支援、協力内容)

- ・各種の選挙において、どのような活動をすることができるか、投票を行うためにどのようなことが必要なのかなど、選挙制度等に関することを選挙管理委員会事務局でフォローしている。

3 今後の展開

- ・V o t e r s が行う各種活動へ参加し、選挙制度等に関するフォローを行う。
- ・提案を受けた投票実向上策の選挙啓発事業へ反映させる。

事例1 滝沢市男女共同参画計画～たきざわ輝きプラン3～の策定

実行計画事業名：参画・協働推進事業

事業担当課：市民環境部地域づくり推進課

▶ アンケート調査

案件 男女共同参画社会づくりのための意識調査

時期 令和4年9月5日から同月20日まで

対象 市内に居住する20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳代以上の各区分の男女1000人ずつ、計2000人（無作為抽出）

目的 現計画の期間が満了を迎え次期計画を策定するに当たり、意見等を聴取し、課題の抽出と解決策の検討に資するために実施

結果 回答数 738件（回収率36.9%）

対応 自由意見、アンケート結果ともデータ化し、次期計画の策定時の現状分析及び目標値設定に反映する。

▶ パブリックコメント

案件 滝沢市男女共同参画計画～たきざわ輝きプラン3～（案）

時期 令和5年2月15日から同年3月14日まで

対象 限定なし

結果 意見の提出なし

事例2 第2次滝沢市交通安全計画の制定

実行計画事業名：交通安全推進事業

事業担当課：市民環境部防災防犯課

▶ パブリックコメント

案件 第2次滝沢市交通安全計画（案）

時期 令和4年12月5日から同月28日まで

対象 限定なし

結果 意見の提出なし

事例3 （仮称）盛岡広域環境組合地域循環型社会形成推進地域計画の策定

実行計画事業名：ごみ処理等広域化推進事業

事業担当課：市民環境部環境課

▶ パブリックコメント

案件 （仮称）盛岡広域環境組合地域循環型社会形成推進地域計画（案）

時期 令和4年10月3日から同月28日まで

対象 限定なし

結果 3件の意見の提出あり

対応 令和4年11月29日から1か月間、意見に対する回答を市ホームページにおいて公開した。

事例4 第1次滝沢市環境基本計画の策定

実行計画事業名：環境基本計画推進事業

事業担当課：市民環境部環境課

➤ **パブリックコメント**

案件 第1次滝沢市環境基本計画（案）

時期 令和5年2月3日から同月28日まで

対象 限定なし

結果 意見の提出なし

事例5 第2次滝沢市障がい者計画の策定

実行計画事業名：障がい者計画・障がい福祉計画策定事業

事業担当課：健康福祉部地域福祉課

➤ **懇談会の開催**

案件 第2次滝沢市障がい者計画策定懇談会

時期 令和4年5月30日、同年10月31日及び令和5年1月19日

対象 当事者、当事者団体、サービス事業者等

目的 第2次滝沢市障がい者計画の策定に当たり、広く意見を聴取するため。

結果 計3回実施し、計画策定に向けた意見を広く聴取した。

対応 懇談会で交わされた意見を参考にしながら、計画を策定した。

➤ **アンケート調査**

案件 第2次滝沢市障がい者計画策定に係るアンケート

時期 令和4年8月5日から同月31日まで

対象 障がい者及び難病患者 2,722名

目的 第2次滝沢市障がい者計画の策定に当たり、広く意見を聴取するため。

結果 回答数1,284件（回答率47.17%）

対応 アンケート結果をグラフ化する等して傾向を分析し、参考にしながら計画を策定した。

➤ **パブリックコメント**

案件 第2次滝沢市障がい者計画（案）

時期 令和5年2月1日から同月20日まで

対象 限定なし

結果 1件の意見の提出あり

対応 提出のあった意見を踏まえ、計画書を修正した。

事例6 第2次滝沢市地域福祉計画の策定

実行計画事業名：地域福祉計画策定事業

事業担当課：健康福祉部地域福祉課

➤ **ヒアリング調査**

案件 第2次滝沢市地域福祉計画策定に係るヒアリング調査

時期 令和4年6月から7月まで

対象 福祉関係団体、地域活動関係者

(1) 条例の運用状況：第14条（情報の共有）・第15条（市民意見の把握）事例関係

目的 福祉関係団体・地域活動関係者の現状や課題等を分析し、地域全体の課題として整理するため。

結果 10団体、延べ79人にワークショップ形式で意見を聴取した。計3回実施し、計画策定に向けた意見を広く聴取した。

対応 地域活動における現状や課題等を抽出した。

➤ 懇談会の開催

案件 第2次滝沢市地域福祉計画策定懇談会

時期 令和4年10月7日、同年12月8日及び令和5年1月18日

対象 福祉関係団体、地域活動関係者、学識経験者

目的 第2次滝沢市地域福祉計画の策定に当たり、広く意見を聴取するため。

結果 計3回実施し、計画策定に向けた意見を広く聴取した。

対応 懇談会で交わされた意見を参考にしながら、計画を策定した。

➤ パブリックコメント

案件 第2次滝沢市地域福祉計画（案）

時期 令和5年2月1日から同月20日まで

対象 限定なし

結果 意見の提出なし

事例7 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定

実行計画事業名：高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定事業

事業担当課：健康福祉部高齢者支援課及び地域包括支援センター

➤ アンケート調査①

案件 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

時期 令和4年12月9日から令和5年1月20日まで

対象 65歳以上の要支援者・総合事業対象者・一般高齢者の市民1,000人

目的 第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に当たり、要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況、各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定するため。

結果 回答数640件（回答率64.0%）

対応 調査結果を集計・分析し、第9期計画策定の参考とする。

➤ アンケート調査②

案件 在宅介護実態調査

時期 令和4年12月9日から令和5年1月20日まで

対象 在宅で生活している要介護認定を受けている者のうち、更新申請・区分変更に伴う認定調査を受ける（受けた）市民1,000人

目的 第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に当たり、高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討するため。

結果 回答数544件（回答率54.4%）

対応 調査結果を集計・分析し、第9期計画策定の参考とする。

事例8 第3次滝沢市地域保健計画及び第2次滝沢市自殺対策計画の策定

実行計画事業名：保健計画策定事業及び精神保健事業

事業担当課：健康福祉部健康推進課

➤ 懇談会の開催

案件 第3次滝沢市地域保健計画策定懇談会

時期 令和4年6月27日、同年11月18日及び令和5年2月20日

対象 健康づくり支援者10人

目的 広く市民の意見を聴取することで、総合的かつ体系的な計画を策定することを目的として実施する。

結果 計3回実施し、計画策定に向けた意見を広く聴取した。

対応 計画の体系や現状評価、取組内容等へ反映する。

➤ 対面によるニーズ聴取

案件 保健事業等におけるニーズ聴取（各種会議、各種保健事業、健康推進課窓口等）

時期 令和4年4月から6月まで

対象 滝沢市民

目的 ニーズから健康づくりの「あるべき姿」を明らかにし、計画の目標を検討する。

結果 地域保健計画に係る467件のニーズ聴取があった。

対応 計画の体系や現状評価、取組内容等へ反映する。

➤ アンケート調査

案件 健康づくりに関するアンケート調査

時期 令和4年9月

対象 20歳から80歳代の市民2,000人

目的 計画策定の評価指標分析にかかる主観的指標等についてアンケート調査を行い、目標に対する現状評価と市民の意向に沿った施策の方向性を導き出すことを目的とする。

結果 回答数835件（回収率41.8%）

対応 計画の現状評価や取組内容等へ反映する。

➤ パブリックコメント

案件 たきざわ健康プラン21（第3次滝沢市地域保健計画及び第2次滝沢市自殺対策計画）（素案）

時期 令和5年2月22日から同年3月8日まで

対象 限定なし

結果 意見の提出なし

事例9 第2次滝沢市母子保健計画の策定

実行計画事業名：保健計画策定事業

事業担当課：健康福祉部健康推進課

➤ 懇談会の開催

案件 第2次滝沢市母子保健計画策定懇談会

(1) 条例の運用状況：第14条（情報の共有）・第15条（市民意見の把握）事例関係

時期 令和4年6月29日、同年11月15日及び令和5年2月27日

対象 市民及び子育て支援者9人

目的 広く市民の意見を聴取することで、総合的かつ体系的な計画を策定することを目的として実施する。

結果 計3回実施し、計画策定に向けた意見を広く聴取した。

対応 計画の体系や現状評価、取組内容等へ反映する。

➤ 対面によるニーズ聴取

案件 保健事業等におけるニーズ聴取（各種会議、各種保健事業、健康推進課窓口等）

時期 令和4年4月から6月まで

対象 滝沢市民

目的 ニーズから健康づくりの「あるべき姿」を明らかにし、計画の目標を検討する。

結果 母子保健計画に係る486件のニーズ聴取があった。

対応 計画の体系や現状評価、取組内容等へ反映する。

➤ アンケート調査

案件 就学前の子どもを持つ親に対するアンケート調査

時期 令和4年9月

対象 就学前の子どもを持つ親1,000人

目的 計画策定の評価指標分析にかかる主観的指標等についてアンケート調査を行い、目標に対する現状評価と市民の意向に沿った施策の方向性を導き出すことを目的とする。

結果 回答数523件（回収率52.3%）

対応 計画の現状評価や取組内容等へ反映する。

➤ パブリックコメント

案件 すこやか親子たきざわ（第2次滝沢市母子計画）（素案）

時期 令和5年2月22日から同年3月8日まで

対象 限定なし

結果 意見の提出なし

事例10 第3次滝沢市食育推進計画の策定

実行計画事業名：食育推進事業

事業担当課：健康福祉部健康推進課

➤ 懇談会の開催

案件 滝沢市食育推進委員会

時期 令和4年6月2日、令和5年1月11日及び同年2月（※書面開催）

対象 食育推進委員会委員16名（各団体から推薦された委員：PTA連絡協議会、老人クラブ連合会、自治会連合会、商工会、学校保健会、保育協会など）

目的 滝沢市における食育の総合的かつ計画的な推進に向けて、食育推進計画の策定及び計画を推進するために設置。関係者と課題や目標を共有し、推進するため。

結果 計3回実施し、計画策定に向けた意見を広く聴取した。

対応 意見については、食育推進プロジェクトチーム構成員が会議に同席し、情報共有を行うとともに、食育推進計画等へ反映させている。

➤ **対面によるニーズ聴取**

案件 保健事業等におけるニーズ聴取（各種会議、各種保健事業、健康推進課窓口等）
時期 令和4年4月から6月まで
対象 滝沢市民
目的 ニーズから健康づくりの「あるべき姿」を明らかにし、計画の目標を検討する。
結果 食育推進に係る530件のニーズ聴取があった。
対応 計画の体系や現状評価、取組内容等へ反映する。

➤ **アンケート調査**

案件 食育に関する意識調査アンケート
時期 令和4年10月7日から同年11月7日まで
対象 市民2,000人（無作為抽出）
目的 計画策定の評価指標分析にかかる主観的指標等についてアンケート調査を行い、目標に対する現状評価と市民の意向に沿った施策の方向性を導き出すことを目的とする。
結果 回答数871件（回収率43.6%）
対応 計画の現状評価や取組内容等へ反映する。また、自由意見については食育推進プロジェクトチームへメッセージで情報提供をしている。

➤ **パブリックコメント**

案件 第3次滝沢市食育推進計画（素案）
時期 令和5年2月22日から同年3月8日まで
対象 限定なし
結果 意見の提出なし

事例11 滝沢市産業振興条例の展開

実行計画事業名：商工業経営安定支援事業
事業担当課：経済産業部企業振興課

➤ **市民参加による理解促進事業**

案件 第1回SDTsデー
時期 令和5年2月23日
対象 市民、市内事業者等
目的 滝沢市産業振興条例の理解促進、市内事業者への理解促進
結果 条例の周知が図られた。また、市民や市内事業者など市内で活動する者が意見交換等を行うことで交流が図られた。
対応 滝沢市産業振興条例に基づいた今後の施策展開を検討する際の参考とする。

事例12 滝沢農業振興地域整備計画の定期見直し

実行計画事業名：農業振興地域整備促進事業
事業担当課：経済産業部農林課

➤ **アンケート調査**

案件 滝沢農業振興地域整備計画の定期見直しに係る農家等意向調査

(1) 条例の運用状況：第14条（情報の共有）・第15条（市民意見の把握）事例関係

時期 令和4年7月22日から令和4年8月19日まで
対象 市内農用地所有者のうち、市内在住者及び盛岡広域8市町在住者
目的 滝沢農業振興地域整備計画書の作成の参考とすること等を目的とする。
結果 回答数870人（回答率36.7%）
対応 回答内容を踏まえ、今後の本市の農業の在り方について方針の検討を行った。

事例13 第3次滝沢市水道事業ビジョン等の策定

実行計画事業名：水道事業経営
事業担当課：上下水道部水道総務課

▶ パブリックコメント

案件 第3次滝沢市水道事業ビジョン（案）
時期 令和5年3月2日から同年3月23日まで
対象 限定なし
結果 現在実施中

事例14 災害時応急給水訓練に合わせた市民の応急給水体験

実行計画事業名：配水管整備事業
事業担当課：上下水道部水道整備課

▶ 市民参加による理解促進事業

案件 地震等の災害時における飲用水等の確保について
時期 令和4年10月30日
対象 元村地区自治会長及び滝沢ふるさと交流館「地域秋まつり」参加者
目的 職員の技術の研鑽にあわせ、地域の方にも応急給水を実際に体験していただき、災害時の給水活動をあらかじめ知っていただくことを目的として実施した。
結果 災害時の飲用水の確保について説明し、地域の方（約50名）も体験していただき水道事業を知っていただく良い機会となった。
対応 今後も実施方法等を工夫しながら積極的に発信していく。

事例15 第2期滝沢市障がい者活躍推進計画の策定

実行計画事業名：－（職員定数等管理事務の中で実施）
事業担当課：企画総務部総務課

▶ アンケート調査

案件 滝沢市障がい者活躍推進計画（案）の意見聴取について
時期 令和5年2月
対象 滝沢市内の障がい者団体（3団体）
目的 国の指針に基づき計画（案）に関する意見を聴取するため
結果 回答数3件（回答率100.0%）
対応 滝沢市障がい者活躍推進計画（案）への特段の意見はなかった。その他自由意見については、関係課へ情報共有を行った。

事例16 滝沢市個人情報の保護に関する法律条例施行条例（案）及び滝沢市行政情報公開条例の全部を改正する条例（案）の制定

実行計画事業名：情報公開制度等関係事務

事業担当課：企画総務部総務課

▶ パブリックコメント

案件 滝沢市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）及び滝沢市行政情報公開条例の全部を改正する条例（案）

時期 令和4年9月15日から同年10月14日まで

対象 限定なし

結果 意見の提出なし

事例17 第1次滝沢市総合計画後期基本計画の展開

実行計画事業名：総合計画マネジメント事業

事業担当課：企画総務部企画政策課

▶ アンケート調査

案件 たきざわ幸福実感アンケート調査

時期 令和4年8月19日から同年9月2日まで

対象 市民3,100人（年代・地域等を考慮した無作為抽出）

目的 幸福感を育むための環境の整備の進捗状況を測るとともに、市民主体による地域づくりや市行政運営に活かすため

結果 回答数888件（回答率28.6%）

対応 自由意見については所管課に内容を伝え、行政運営に反映させるとともに、市の現在の状況や考え、対応等の回答を作成し、市ホームページで公表している。

事例18 学連携活性化事業の展開

実行計画事業名：学連携活性化事業

事業担当課：企画総務部企画政策課

▶ 大学との連携（政策課題実習）

案件 岩手県立大学「政策課題実習（法律・行政演習A）」

時期 令和4年4月15日から同年7月29日まで

対象 岩手県立大学生（16人）

目的 後期基本計画市域全体計画の主戦略として掲げた「若者定住」の実現に向けて、学生とともに若者が考える政策の推進を図るため

結果 実習の成果発表において、若者・大学生を軸とした、実際に事業として取り組みを見込める程度の事業案がみられた。

事例19 市民ニーズの把握と地域課題の検討のための意見交換

実行計画事業名：市民対話促進事業

事業担当課 : 企画総務部企画政策課

➤ **意見交換（市政懇談会）**

案件 令和4年度市政懇談会

時期 令和4年8月6日から同年10月8日まで

対象 各地域づくり懇談会、各自治会

目的 第2次滝沢市総合計画の策定に向けて総合計画基本構想の概要を説明し、併せて市民からの意見等を聴取するため。

結果 6つの地域づくり懇談会及び4つの自治会で実施し、市民202人参加し意見交換を行った。

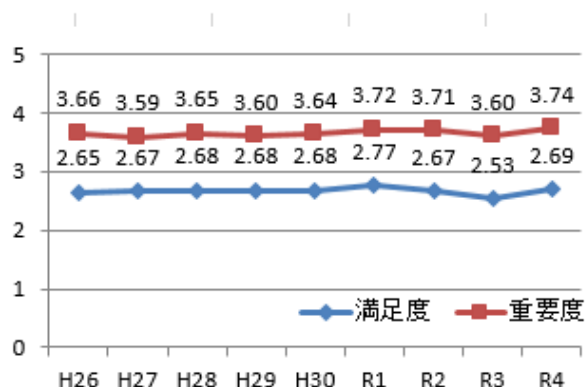
対応 質疑応答やその後の対応等を質疑応答集としてまとめ、各地域づくり懇談会長及び各自治会長へ提供を行った。

(2) 市民の意見の変化

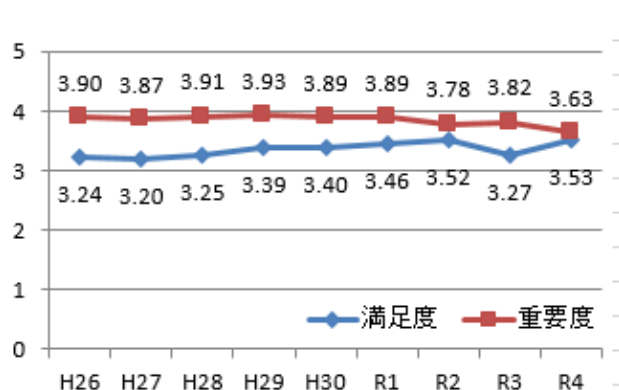
令和4年度たきざわ幸福実感アンケートでは、暮らしに関する満足度及び重要度について尋ねています(問1)。このうち、行政運営の基本原則に関する項目の結果は下記のとおりです。

➤ 市民主体の地域づくり

(41) 同じ目的を持った人との交流がある



(44) 人々が集まり活動できる場所がある

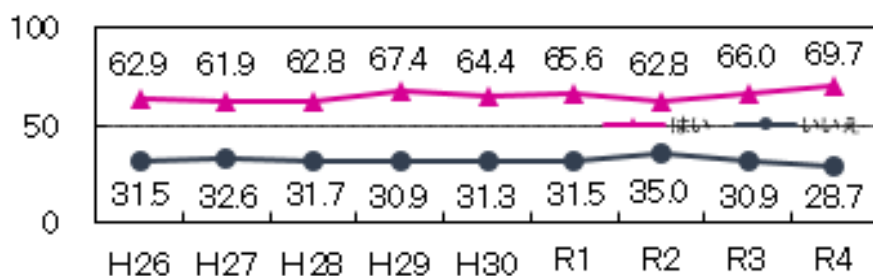


- ・「(41) 同じ目的を持った人との交流機会」の満足度、「(44) 人々が集まり活動できる場」の満足度も、新型コロナウイルス感染症の拡大が落ち着きを見せ、交流の機会が増加するのにあわせて、増加傾向となりました。
- ・「人々が集まり活動ができる場所がある」に対する満足度は平成26年度以降最高の数値となりました。引き続き、多様な「人とのつながり」の創出に着目し、地域づくりに資する人材の育成・交流に取り組んでいく必要があります。

【参考指標】

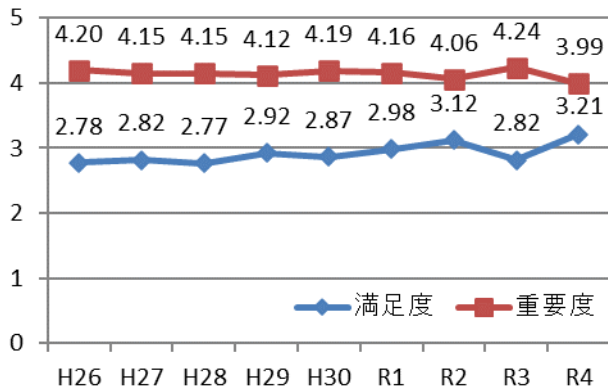
問2(10)あなたは、地域での居心地が良いと感じていますか。

(全回答者：経年比較：%)

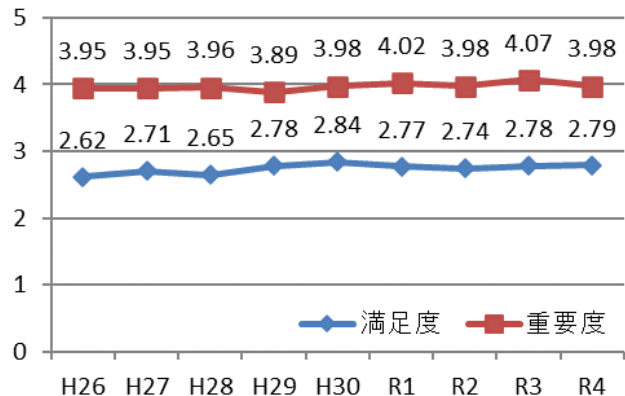


➤ 行政情報の積極的な提供

(40)必要な情報がわかりやすく伝わる



(43)必要なときに欲しい情報が得られる

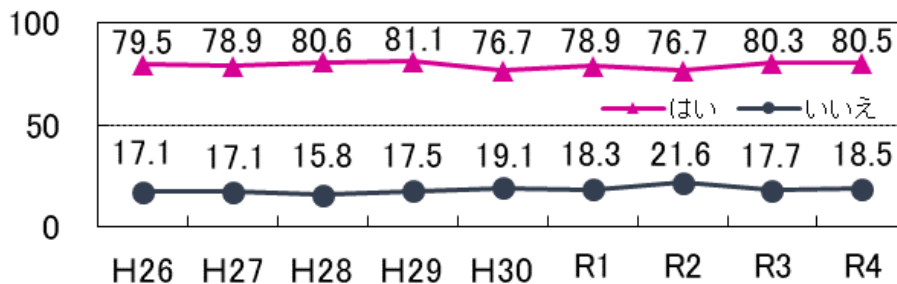


・「(40)必要な情報がわかりやすく伝わる」の満足度は、上昇し、平成26年度以降最も高くなっています。また、「(43)必要なときに欲しい情報が得られる」の満足度は、前年度比で横ばいとなっています。広報・ホームページともに、情報のセーフティネットとして今後も分かりやすい発信に努めるとともに、タイムリーな情報提供手段の構築へ向けて、一層の検討が必要であると考えられます。

【参考指標】

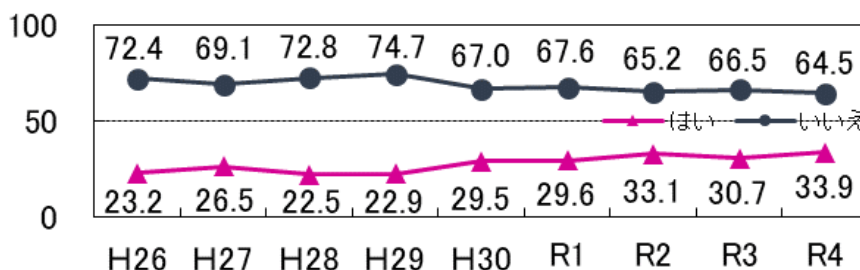
・問2(27)あなたは、広報たきざわを読んでいますか。

(全回答者：経年比較：%)



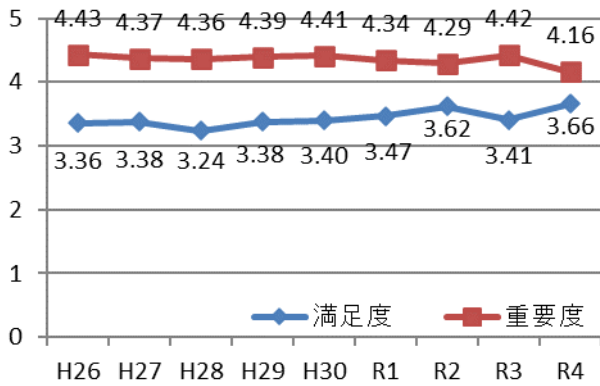
・問2(28)あなたは、広報やインターネットなどで、地域の情報を収集・発信していますか

(全回答者：経年比較：%)



➤ 市の業務の効果的・効率的な執行、コンプライアンス

(24)市役所の仕事は信頼できる

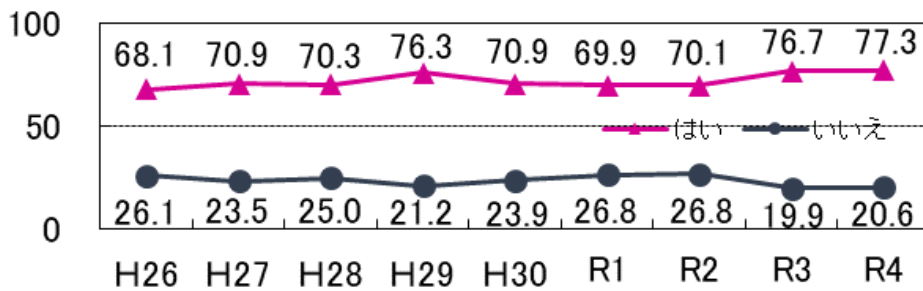


・「(24) 市役所の仕事は信頼できる」について、満足度が平成26年度以降最も高くなっています。また、参考指標「(35) あなたは、市役所窓口での説明が分かりやすく対応が良いと感じていますか」について、「はい」と答えた人の割合も、平成26年度以降最も高くなっています。今後も市民に信頼されるよう行政基本条例に規定する行政運営の基本原則に立った業務執行となるよう継続的な取組が必要です。

【参考指標】

問 2(35)あなたは、市役所窓口での説明が分かりやすく対応が良いと感じていますか。

(全回答者：経年比較：%)



(3) 総括

視点	検証・考え方
必要性	<p>市では自治基本条例に掲げる「めざす地域の姿」の実現に向け、市民・行政・議会の三者が役割分担の下で協働する地域づくりの仕組み【トータルコミュニティマネジメント】を運用することとしています。</p> <p>本条例は、自治基本条例に基づき、行政の機能や役割、職員の行動に関する原則を明らかにしたものであり、引き続き維持・運用する必要があります。</p>
効果	<p>条例の運用状況の検証結果のとおり、本条例の各規定に基づき、個別の条例や計画、仕組み等が整備され、市民との連携協力、行政運営、財政運営、行政組織及び職員の倫理原則等の各分野において具体的な取組が推進されています。</p> <p>また、令和5年度においては、総合計画によらず、市長方針のほか、法令・例規、議決を得た予算、策定済みの各種計画等に基づき市民生活に影響の出ないよう安定的に市政を進める予定であることから、より一層本条例の趣旨を踏まえた行政運営を進める必要があります。</p>
適時性	<p>市民主体による自治を基本とする行政運営の確立を目的とする本条例の規定は自治基本条例に基づいたものになっています。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大にも落ち着きが見られ、様々な人的交流・つながりの機会も増えつつあり、アンケート上でも市民の意向の変化が表れています。そのような中においても、同アンケート結果では、市の行政運営に対する評価は向上傾向にあり、本条例の運用により市民の満足度の向上が図られていると考えられ、現在展開している基本原則等は市民ニーズに合致しているものと判断します。</p>

◆ 検証結果

以上の令和4年度の取組の振り返り、検証等を踏まえ、現時点では条例第21条第2項に規定する「条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等」を講ずる状況には至っていないと判断します。